

# 平成 29 (2017)年度 事業報告書



平成 30 (2018)年 5 月 26 日

NPO 法人芦屋市国際交流協会

## 1、潮芦屋交流センター施設（貸室、貸コート）運営事業

平成 29 年度は、センターの利用率は低下することではなく、順調に右肩上がりです。上昇した。

これは、新規利用者数が増えた事に加えて、卓球台並びに移動式鏡のそれぞれを増設した効果もあり、当センターの利用者が定着してきたことに起因するものと推察される。

但し、駐車場利用料に関しては、近隣のストアの無料駐車場を活用するケースが散見され、大幅な減額となった。

## 2、語学教室事業

### 1) 英語・英会話・スペイン語教室

	講師名	曜日	場所
英語	五十嵐 かほる	水	市民センター
	楠 純子	火	潮芦屋交流センター
	稲鍵 亜早子	木	
	御園生 寛子	金	
英会話	John Dix	木	大原集会所
	Stephen Donald	木	市民センター
	Mathew Glen Boyd	金	
	John Dix	火	潮芦屋交流センター
		木	
	Stephen Donald	月	
		月	
金			
Mathew Glen Boyd	木		
スペイン語	Marco Venicio	火	あしや市民活動センター

### 2) 語学教室事業

平成 29 年度は英語 4 クラス、英会話 8 クラス、スペイン語 1 クラスの計 13 クラス（生徒数 100 名）で開始した。平成 28 年度より、独自事業として Stephen 講師によるベーシッククラスを新規に開設して 1 クラス増やしたが、全体の生徒数の出入りもあり、年度末で受講者は 100 人弱で推移している。

## 3、姉妹都市交流事業

### 1) 第 53 回姉妹都市学生親善使節交換事業

例年通り、芦屋市と米国モンテベロ市との間で、53 回目の学生親善使節(SA)2 名ずつの相互訪問が行われた。予算的には、市からの委託料として 103.4 万円が認められ概ね予算通りの収支となった。

\*派遣使節（期間：7/31～8/22）

- ・花嶋 咲良（高校 3 年・女性）
- ・山隈 恵里子（高校 2 年・女性）

\*受入使節（期間：7/25～8/14）

- ・アリシア アマモト（高校生 17 才・女性）
- ・セレステ ゼペタ（高校生 15 才・女性）

\*ホームステイ状況

芦屋市の学生親善使節の家庭でモンテベロ市の学生親善使節 1 名ずつを 1 週間受け入れるとともに、

一般市民からホストファミリーを4家庭募り、各家庭にモンテベロ市の学生親善使節1名ずつのホームステイを約1週間引き受けていただいた。

**\*実施した主要行事**

- ・市長・議長・消防署長・警察署長表敬訪問、書道体験、歓送迎会（7/26）
- ・能体験、市内見学（7/28）
- ・ハワイアンコンサートで紹介（7/29）
- ・ドラゴンボートレース参加（7/29, 30）
- ・広島ツアー（平和学習）（8/2）
- ・芦屋市内、小中高等学校訪問：山手中、芦屋学園（8/3）、岩園小（8/4）
- ・さよならパーティー（8/12）
- ・帰国報告会（9/9）

今年度は、ホストアンバサダー制度も5年目となり、10名を選任し、交流行事にホスト役として積極的に参加してもらい、引き続き交流活動の活性化を図った。

市民との交流では、岩園小学校と山手中学校を訪問し、校長・教頭先生、担当教師、児童及び生徒の保護者と親交を深める事ができた。期間中の参加人数はおよそ726名（延べ人数）にのぼる。

**\*平成30年度の学生親善使節の選考結果**

次年度の派遣の学生親善使節の選考試験は、より公平性、透明性を高めるため、選考メンバーに外部委員（芦屋市教育委員会及び所轄課、大阪大学名誉教授、芦屋市元教育委員会の4名）を加え、委員の構成を変えて筆記試験及び面接を行い、下記の2名に決定した。

- ・八木 新之助（高校1年・男性）
- ・正木 志果（高校2年・女性）

**2) 学生親善使節の市民への紹介**

芦屋の学生親善使節を多くの市民に知ってもらう為、下記のイベントに参加し認知度を向上させた。

- ・芦屋川「さくらまつり」でのオープニングステージでの紹介
- ・市民センターで開催された 詩人「谷川俊太郎」のイベント及び 映画「細雪」の主演女優「佐久間良子」のイベントで花束贈呈に出演。

**4、外国人のための日本語教室事業**

平成29年度は北教室1クラス、潮芦屋交流センター5クラスの計6クラスで運営した。

受講料については、従来の通り1レッスン200円とし、北クラスの教室は、市民活動センターの貸部屋にて開講している。

本年度はインバウンド数が増加した影響を受け、教室の登録者数が99名にまで増加し、子供教室の生徒数は常時10人を越えるまでに達している。このような背景を受け、講師の能力を向上させるため10月に兵庫県国際交流協会 登録日本語講師の矢谷久美子講師を招聘して「初級者とのおしゃべり活動」をテーマに、日本語ボランティア講師のブラッシュアップ講座を開講した。

次年度は、講師の不足を解消させる為、日本語ボランティア講師養成講座及び同ブラッシュアップ講

座の両方を開講する計画をしている。

## 1) 日本語教室

クラス名	曜日	場所
日本語教室(大人対象)	火	あしや市民活動センター
	月	潮芦屋交流センター
	火	
	木	
	土	
こどものための日本語教室	土	

## 2) 文化教室

平成 29 年度は、華道教室、書道教室、茶道教室を開催して、3 教室とも年間を通して開催する事が出来た。特に茶道教室については、昨年度に引き続き、年始に生田神社での初釜に参加することができ、通常の教室では経験できないイベントに参加できたことは大変有意義なものとなった。華道は 8 名、書道は 9 名、茶道教室 10 名と、数は限られた中でも日本文化に触れてもらえる機会となった。

## 5、神戸大学大学院への日本語講座への出張講義

平成 29 年度は、神戸大学より前年度同様ほぼ同じ内容の出張講義の実施依頼を受けた。

\*神戸大学大学院：上期及び下期の 2 期に渡り、各期 14 コマ分 (1 コマ=90 分) 計 28 コマ分の日本語ブラッシュアップ講座を実施。昨年度から引き続き、日本語レベルの差に応じてマンツーマン講習を組み入れてみたが、大変好評であったためこれからも継続させる予定である。

## 6、世界の料理教室シリーズ

この料理教室は、食(料理)を通じて国際交流の意識と感覚を深めようとするのが目的であり、平成 29 年度は 1 月を除き、年間 11 回(定員 30 名/回)の教室を開講した。

年 11 回の内 4 回(スリランカ、韓国、ハンガリー、中国の 4 か国)については、ネイティブの料理講師を招いて各国の国事情やスパイス、民族衣装等の紹介も加えて、趣向を凝らした講座を積極的に開催したことが影響し、次第にリピーターの参加者も増加し、ほぼ定員で運用ができた。

## 7、各種イベント事業の実施

### 1) さくらまつりでのバザー開催

協会内の国内、国際及び外国人支援の各委員会の合同で開催しており、年度初めの最初のイベントであり、新年度に選ばれた学生親善使節を市民に紹介する場でもある。

協会の会員他関係者の寄付によりバザー用商品の調達が行われており、商品の評価・値付けを行った後 2 日間フルに協会の会員にて販売協力をしてもらっている。この年度初めのイベントの売り上げは、協会の貴重な活動の資金として位置づけられている。(4/1~2 開催)

### 2) 講演会の開催

## 「タイ王国の日」講演会

外国紹介の講演会としてタイを選定した。総領事と領事公邸シェフ及び館員スタッフ、タイ観光庁スタッフ、並びにタイの国事情に関する有識者を招聘し、自主事業として講演会を行った。加えて、タイの民族舞踊の演舞に加え、領事館よりフルーツカービングの実演、また民族料理もふるまわれ、タイ王国を知る大変良い機会になった。(2/3 148名参加)。

## 3) 潮芦屋文学セミナー

上期：大阪大学 林名誉教授によるドイツ文学講座 ドイツ文学の世界から「ことばに向き合うということ」をテーマに3回開催した。(4/13、5/18、6/15 合計 44名参加)

下期：西宮芦屋研究所 小西副所長よる芦屋にちなんだ村上春樹の文学講座 「ムラカミワールドを探る」をテーマに3回開催した。(9/14、10/19、11/9 合計 64名参加)

## 4) 潮芦屋コンサート

7月：「ハワイアンコンサート」 (7/29：107名 入場)

12月：「ウインターコンサート」 (12/10：60名 入場)

カウンターテノールとギターのコラボ演奏とハンドベル演奏

3月：「親子でコンサート(ハンドベル)」(3/3：107名入場)

(別団体のNPO法人との共催で開催)

芦屋市内のイベント(風船オジサン)を招聘して、バルーンアートを楽しんだ。

以上、年間で3回のコンサートを実施した。

## 5) ワールドフェスタ

このフェスタは、協会内の国内、国際及び外国人支援の各委員会の合同で「食」と「パフォーマンス」をコラボさせたイベントである。

世界4カ国6種類の料理(800食)とクッキー(135袋)の販売と、センター利用者を主とした「チアリーダー」「子供によるストリートダンス」の他、「野いちごコーラスとギターの演奏」「カウンターテノールソロ」、及びインドネシア楽器「アングルン演奏」に加え、外国人のための茶道教室のメンバーによる「お茶席」を開催するなど約320名(内外国人5カ国8名)の参加者を集めた。(10/29 318名入場)

## 6) その他のイベント

### ① 夏まつり (7/8 54名参加)

日本語教室の受講者、家族、友人を対象に「夏まつり」を開催した。日本語スピーチや出身国のダンス・歌を学習者から披露し、ヨーヨー釣り、じゃんけんゲームを楽しみ、「エビカニミクス」の盆踊りで盛り上がった。

### ② 春の文化祭 (2/17 63名参加)

日本語教室の受講者、家族、友人を対象に日本伝統行事の「春の文化祭」を開催した。7段の雛飾りをバックに、司会進行役は日本語学習者とその講師のペアで進めながら、雛飾りの由来の話の後、日本の古来の楽器である琴と三味線の演奏を鑑賞し、ゲームや折り紙

を楽しんだ。

## 8、イングリッシュ&テニスくらぶ事業

将来の英語教育の義務教育化を鑑み、次年度に向け「英語とテニスのセット教室を止めて、各々の教室を分離させ単独受講を可能にする」ようにプログラムの内容を変更して運営し、何とか運営できてはいるが、進級や塾の習い事の為途中退会があり、在籍者に3~4名で開催を続けてきている。生徒の募集については、市のコミュニティーを活用したチラシ配布やクチコミ、市内全域への新聞オリコミを実施する等で促進を行ってはいるものの生徒数は頭打ちの状態が継続している。

## 9、広報活動

### 【かわらばん】

年4回発行のACAの活動紹介の情報季刊誌である。

今年度は収支改善のため、広告掲載料の協力を得ながら、紙面を見やすく、楽しめるようにカラー化を進めた。メンバーは各委員会から選任してもらい、会長と事務局をあわせて「かわらばん委員会」を結成し、委員会を主体としてレイアウト作成、原稿依頼、英訳手配、印刷発注校正等を行っている。

今年度の新春号は99号の発行になっており、次年度の春号は、記念すべき100号として節目の発行を予定している。

### 【コスモネット】

「広報あしや」の英訳、紙面印刷、登録外国人への発送等の一連の活動であるが、これらの作業を担うボランティア担当者5~6名(ネイティブの校正含む)により月初めに発行を重ねているが、昨今、市役所への外国人の「アミティーカード」の提出数が減少(提出が強制ではない)しており、発行部数は70部/月程度にまで減少している。

### 【JCOM】

姉妹都市学生親善使節交換事業を市民により詳しく紹介するため、訪米するSAに紹介用の動画を撮影してもらいSA、HAの募集時の紹介イベントに利用するかたわら、JCOMにも活用して貰い広く市民向けに放映している。

今年度は、芦屋市内唯一の長山先生の能楽堂で実施された「能体験」をテーマにして広く市民向けに放映された。

## 10、他団体の各種イベントでの共催について

- ・親子ふれあいコンサート (3/4) 「NPO法人 こども育ちわたし育ちMADRINA」
- ・タイ王国の日 (2/3) 「在大阪タイ総領事館及びタイ観光庁」

## 11、各種イベントでの他団体への後援について

- ・第29回国際美術工芸協会展 (7/6~7) 「国際美術工芸協会」
- ・インディア・メーカー2017 (10/7~9) 「インディア・メーカー実行委員会」
- ・性的マイノリティーの人権課題について (11/8) 「芦屋市 人権推進課」

- ・日本語・母国語スピーチ大会 in 芦屋 2018 (3/18) 「こくさいひろば芦屋」
- ・ふれあい芦屋マダン 2018 (3/24) 「こくさいひろば芦屋」

## 12、総会、理事会、常任理事会、各種委員会の開催

- ・定例総会 (5/28) . . . . . 1回
- ・理事会 (5/28、3/24) . . . . . 2回
- ・常任理事会 . . . . . 11回
- ・専門委員会の開催
  - 外国人支援委員会 . . . . . 11回
  - 国内事業委員会 . . . . . 11回
  - 国際事業委員会 . . . . . 11回
  - 特別委員会 . . . . . 2回

## 13、会員数 (3/31 時点)

- ① 正会員 30名
- ② 賛助会員 191名
- ③ 団体会員 2団体

## 14、物的サービスを受けたもののうち主なもの

- ・10月に施設利用者から公式卓球台の寄贈があり、202室の利用促進に活用中。
- ・11月に語学教室の学習者からクリスマスツリーの寄贈がありエントランスオブジェとして活用。
- ・1月に外国人支援委員から電子ピアノの寄贈あり、今後のイベントで活用予定。

## 15、会務の主要変更事項

- ・定款変更 (第2回理事会で承認されたもの)  
 (貸借対照表の公告にかかる規定 (法第28条の2) による)  
 NPO法の改正に伴い、貸借対照表の公告が必要になり、かかる規定 (法第28条の2) の施行日が2018年 (平成30) 年10月1日となることから、定款の第11章 (公告の方法) 第57条の内容を変更するもの。  
 (本事案は、総会に付議すべき事項であり、5月開催の総会での決議事項での決裁となる)

## 16、認定NPO法人格の取得活動

- ・2016、2017年度の事業実績をもとに、会員数増強及び内部管理の精度向上を目指して、「認証」から「認定」NPO法人格の取得を鋭意推進中。(2018年度に申請予定)

以上